

私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)の交付が過大

1件 不当金額(支出) 7991万円

1 補助金の概要

私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)は、私立学校の健全な発達に資することを目的として、都道府県が私立学校における教育に必要な経常的経費について補助する場合に国がその一部を補助するものである。

補助金の補助対象経費は、交付要綱等によれば、都道府県が、私立の小学校、中学校等を設置している学校法人等に対して、小学校、中学校等の学校の区分及び全日制・定時制等の課程の区分(学校等の区分)ごとの教育に必要な経常的経費に対する補助金を交付するのに要する経費とされている。また、補助金の交付額は、補助対象経費等を基に算定された補助単価に、学校等の区分ごとの収容定員等を乗ずるなどして算定することとされている。

そして、毎年度文部科学省が都道府県に発出している事務連絡によれば、補助金の補助対象経費には、他の国庫補助金に係る都道府県補助に要する経費は含まないこととされている。

2 検査の結果

東京都は、平成27年度の補助対象経費を1140億3238万円とするなどして実績報告書を提出し、161億0972万円の補助金の交付を受けていた。しかし、都は補助対象経費に、文部科学省が交付する私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)に係る経費5億6753万円を含めていたため、7991万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 経費	不当と認め る国庫補助 金	摘 要
東京都	東京都	私立高等学校等経常費助成費補助(一般補助)	平成27	1140億3238万 円	161億0972万 円	5億6753万 円	7991万 円	他の国庫補助金に係る都道府県補助に要する経費を補助対象経費に含めていたもの